

東京医科歯科大学医学部附属病院検査部規則

平成16年4月1日
規則第108号

（趣旨）

第1条 東京医科歯科大学医学部附属病院検査部（以下「検査部」という。）については、東京医科歯科大学医学部附属病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第2条 検査部は、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、中央診療施設として患者の診断及び治療上必要な各種の臨床検査を行うほか、教育及び研究を行うことを目的とする。

（組織）

第3条 検査部に、次の検査科を置く。

- (1) 生理検査科
- (2) 生化学検査科
- (3) 微生物検査科
- (4) 血清検査科
- (5) 血液検査科
- (6) 一般検査科
- (7) 緊急検査科
- (8) 情報管理検査科

（職員及び職務）

第4条 検査部に、次の職員を置く。

- (1) 部長
 - (2) 副部長
 - (3) 教員
 - (4) 病院掛主任
 - (5) 技師長
 - (6) 副技師長
 - (7) 主任
 - (8) 医療技術職員
 - (9) その他必要な職員
- 2 部長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
- 3 部長は、病院長の命を受け、検査部の管理運営に当たる。
- 4 副部長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）、大学院保健衛生学研究科又は本院に属する教員（特任教員を含む）若しくは技師長をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

- 5 副部長は、部長の職務を補佐する。
- 6 教員は、部長の命を受け、業務を分掌する。
- 7 病院掛主任は、部長の命を受け、検査部の庶務を処理する。
- 8 技師長は、部長の命を受け、技術に関する業務を分掌する。
- 9 副技師長は、技師長の職務を補佐する。
- 10 主任は、技師長の命を受け、業務を分掌する。
- 11 その他必要な職員は、部長及び技師長の命を受け、業務を分掌する。

(選考)

第5条 部長及び副部長の選考は、医学部附属病院運営会議（以下「病院運営会議」という。）の議を経て、病院長が決定する。

- 2 部長及び副部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部長及び副部長の任期の末日は、当該部長及び副部長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
- 3 病院長は、部長及び副部長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
- 4 部長又は副部長が任期途中で欠けた場合の後任の部長又は副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前である部長及び副部長の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
- 6 前項の適用を受けた者の後任の部長及び副部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
- 7 前条第1項に掲げる職員のうち、部長、副部長、技師長、副技師長又は主任について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学医療技術職員の役職に関する要項（平成25年制定）を適用するものとする。

(運営委員会)

第6条 検査部の円滑な運営を図るため、検査部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 検査部の運営に関する基本的事項
 - (2) 検査部に必要な規則の制定及び改廃に関する事項
 - (3) その他必要な事項

(委員)

第7条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）の臨床系教授2名（内科系1名、外科系1名）
- (2) 検査部長
- (3) 検査部副部長
- (4) 手術部長
- (5) 放射線部長
- (6) 輸血・細胞治療センター長又は同副センター長
- (7) 病理部長
- (8) 医療情報部長
- (9) 検査部病院掛主任
- (10) 検査部技師長

- (11) 医事課長
- (12) 医療支援課長
- (13) その他病院長が必要と認めた者

- 2 前項第1号及び第13号の委員は、病院長が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、検査部長をもって充てる。

(委員会の招集等)

第9条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

(議事)

第10条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 第7条第1項第1号及び第3号から第13号までに規定する委員が、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、その代理の者を出席させることができる。
- 3 前項の規定による代理出席者は、当該委員会において委員とみなす。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、医学部附属病院事務部医療支援課が行う。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、検査部の業務の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(その他)

第14条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月17日規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月1日規則第90号）

この規則は、平成25年8月1日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則（平成26年2月3日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成28年3月24日規則第52号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月20日規則第86号）
この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。